(o)　「原産品」とは、第三章（原産地規則）の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(p)　「者」とは、自然人又は企業をいう。

(q)　「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(r)　「衛生植物検疫措置」とは、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aの1に規定するあらゆる衛生植物検疫措置をいう。

(s)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(t)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

**第一・三条**　透明性

1　一方の締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定並びに自国が締結している国際協定を、利害関係者及び他方の締約国が知ることのできるような方法により速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に利用可能なものにする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、合理的な期間内に、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

4　一方の締約国は、この協定の実施に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、利害関係者及び他方の締約国がそのような導入又は変更を知ることを可能とするため、適当な措置をとるよう努める。

**第一・四条**　公衆による意見提出の手続

各締約国は、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関し自国が採用しようとする一般に適用される措置について、意見提出のための合理的な機会を与える。

**第一・五条**　行政上の手続

1　締約国政府の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a)　自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b)　申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2　各締約国は、自国の法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定を一貫性のある、公平な、かつ、合理的な態様で実施する重要性を認識し、自国の権限のある当局が、ある者に対し、義務を課し、又は権利を制限する最終的な行政上の決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容されるとき及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、当該者に対し次の通知及び機会を与えることを確保する。

(a)　手続が開始された場合には、適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b)　当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

**第一・六条**　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又は司法上若しくは行政上の手続を維持する。これらの裁判所又は手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならない。

2　各締約国は、当該裁判所又は手続において、当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a)　当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び記録される意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、当該行政上の行為に関する決定が権限のある関係当局によって実施されることを確保する。

**第一・七条**　秘密の情報

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

**第一・八条**　租税

1　この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

注釈　「租税に係る課税措置」には、次のものを含めない。

(a)　第一・二条(f)に定義する関税

(b)　第一・二条(f)(ii)に規定するダンピング防止税及び相殺関税

(c)　第一・二条(f)(iii)に規定する手数料その他の課徴金

2　次の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

(a)　この協定の規定が当該課税措置に適用される限度において、第一・三条、第一・六条及び第一・七条の規定

(b)　第二・三条（物品の貿易―内国民待遇）（同条を千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において適用する。）及び第二・六条（物品の貿易―輸出税）の規定

(c)　第九・四条（サービスの貿易―内国民待遇）の規定

(d)　当該課税措置が間接税に係るものである場合に限り、第九・五条（サービスの貿易―最恵国待遇）の規定

(e)　当該課税措置が間接税に係るものである場合に限り、第十四・三条（投資―内国民待遇）及び第十四・四条（投資―最恵国待遇）の規定

(f)　当該課税措置が第十四章（投資）に規定する収用を構成する限度において、第十四・十一条（投資―収用及び補償）の規定

(g)　第十四・十一条（投資―収用及び補償）の規定が(f)に規定する租税に係る課税措置に適用される場合には、第十四・六条（投資―裁判所の裁判を受ける権利）の規定

3　2の規定にかかわらず、2に掲げる各条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　この協定の効力発生の日において締約国が維持する租税に係る課税措置であってこの協定に適合しないもの

(b)　(a)に規定する租税に係る課税措置であってこの協定に適合しないものの継続又は即時の更新

(c)　(a)に規定する租税に係る課税措置であってこの協定に適合しないものの改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該課税措置と2に掲げる各条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

(d)　税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置の採用又は実施

(e)　年金信託、退職年金基金その他の制度であって、締約国がこれらの信託、基金その他の制度に対し継続して権限、規制又は監督を維持することを要件として年金、退職年金又は類似の給付を行うためのものについて、当該制度への拠出又は当該制度の収入に関連する特典を付与し、又は引き続き付与することを条件付ける措置